

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および契約締結目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

当組合の保険募集指針

当組合は、生命保険募集および損害保険募集（以下「保険募集」という）にあたっては、保険業法・保険業法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項にもとづき適切な保険募集を行います。

なお、当組合が行う保険募集は、お客様と当組合との他のお取引に影響を与えることは一切ありません。

1. 募集する保険商品および引受保険会社

お客様に対して当組合が募集を行う生命保険契約および損害保険契約（以下保険契約という）の引受保険会社および保険商品につきましては、当組合ホームページもしくは営業店窓口の商品パンフレットでご確認いただけます。

保険商品は預金ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

保険契約を引受け、保険金等をお支払するのは、引受保険会社が行います。

なお、引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、保険金や返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額される場合があります。

2. 募集する保険商品に関する適切な情報提供

当組合が取扱う保険商品の中からお客様ご自身のご判断により商品を自由に選択いただけますよう「保険商品一覧表」を作成しています。

3. 保険募集に係る制限について

法令により、当組合が取扱うことのできる保険商品のうち、「個人年金保険」・「住宅関連の長期火災保険」・「債務返済支援保険」・「海外旅行傷害保険」を除く一部の保険商品につきましては、ご加入いただけるお客さまの範囲や保険金その他の給付金の額に制限が課せられています。

よって、保険商品のご提案にあたりましては、お客様の勤務先等をお伺いする場合があります。

- A. 当組合が事業に必要な資金を融資している法人・その代表者および個人事業主に対しては、法令により、当組合は保険募集を行うことができません。
- B. 常時従事する従業員が20名以下であり、かつ当組合が事業に必要な資金を融資している法人・個人事業主の役員および従業員に対しては、法令により、当組合は保険募集を行うことができません。

当組合は、法令上の特例措置に基づき、上記A、Bに該当する当組合の組合員の方、従業員が20名を超える融資先法人等の役員・従業員の方、を保険契約者とする場合、個人年金保険を除く生命保険、医療保険の保険募集については、以下の保険金等の額を限度額としてお取り扱いさせていただきます。

1. 個人年金を除く生命保険商品
保険契約者一人あたりの保険金その他の給付金額...1,000万円
2. 障害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）
保険契約者一人あたり、以下の各項目ごとに定められた給付金額
①入院給付金日額...5千円（特定疾病に係る保険は1万円）
②手術給付金.....1手術につき20万円（特定の疾病に係る保険は40万円）

上記A、Bに該当する場合は、当組合は法令上の制限の課せられている保険商品の保険募集を行うことができません（当組合の組合員の方は除きます。）ので、他の代理店でのご加入をお願い致します。

また、お客様が当組合に融資を申込まれている場合、審査期間中は、法令等により、一部の保険商品について保険募集を行うことができません。（当組合の組合員の方は除きます。）

4. 当組合の募集代理店としての販売責任について

当組合では、お客様への保険募集に際し各種法令や事務ガイドライン等の遵守に努めておりますが、万一、保険業法や金融商品販売法または金融商品取引法等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、募集代理店としての販売責任を負います。

なお、保険契約の中途解約や変額年金の運用利回りの低下による元本割れ、引受保険会社の経営破綻等の事由によりお客様に損害が生じた場合には当組合はこの損害をてん補しません。

5. お客様からのお問い合わせ(苦情・相談)窓口

当組合では、ご加入いただいた保険契約に関するお客様からのご契約内容や各種お手続きに関するご照会、苦情・ご相談について契約締結後の業務にも適切に対応します。下記のご相談窓口にご連絡ください。

また、ご相談内容につきましては、引受会社に対応させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

保険募集・契約内容・各種お手続きに関する苦情・ご相談・ご照会窓口

《きょうえいお客様相談室》

フリーダイヤル：0120-66-1534

受付時間：当組合営業日の9：00～17：00

なお、当組合ではお客様に対する保険募集時の説明や苦情・相談に係る記録など（お客様からご提出いただいた書類等を含みます）を保険期間満了時まで保存致します。